

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

厚生労働省は平成23年6月17日付けで発出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」（5局長通知）や、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、平成25年2月8日付けで発出した「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6局長通知）において、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。また、平成26年に施行された改正医療法の医療勤務環境改善に関する規定では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めている。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

医療機能の再編を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで、労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、逗子市議会は国に対して、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、次のとおり要望する。

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - (2) 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
  - (3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日